

質問回答書

令和4年5月9日

契約番号 2022000274

件名 令和4年度 青山ホール特定天井改修工事

質 疑	回 答
<p>1. 図面番号 E-05 (8) その他の記載内容を考慮したうえで電灯照明改修工事を行うとしたとき、既存のコンピューターによる自動制御システム等を維持しておくには、灯具・調光盤制御盤等については「パナソニック製」としておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>他メーカー製のものを使用することが技術的に可能でしょうか。また、その際に既存設備の大規模な変更が伴わないことをご確認済でしょうか。</p>	<p>1. 貴見のとおりです。</p> <p>本工事においては、既設調光盤を利用し、照明器具（灯具）を更新するものですので、照明器具は既設調光盤と同社製であることが望まれます。</p> <p>既設調光盤を利用することからも、他社製品での検証は行っておりません。</p>
<p>2. 工事期間中に、既設事務所等の継続利用（職員の通勤、常駐）はありますか。</p>	<p>2. 工事期間中は無人となります。</p>
<p>3. 図面 A-03 特記仕様書、仮設工事の「3 仮設間仕切り ※図示」はどの図面の記載になりますか。また、設計数量（指定仮設）がありましたらお示し下さい。</p>	<p>3. 特記仕様書において適用となっておりますが、本工事において、仮設間仕切りの適用はありません。</p>
<p>4. 図面 A-16 仮設計画配置図のうち、事務所、打合室兼休憩室および上屋等については参考図（指定仮設ではない）と考えてよろしいでしょうか。特に上屋については、法令等に照らして協議が必要と思われます。</p>	<p>4. 貴見のとおり、指定仮設ではありません。</p>

<p>5. 図面 A-07 以降の天井落下防止工法について、設計時に検討を行ったメーカー（連絡先窓口）があればご教授ください。</p> <p>6. 図面 E-05 以降の調光装置の改修にあたっては、再度システム設計からの検討が必要と考えますが、設計時に検討を行ったメーカー（連絡先窓口）があればご教授ください。</p> <p>7. 天井耐震改修工事および電気設備工事に際し、既設天井の開口・加工等にあたっては、天井材のアスベスト含有は無いものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>5. 図面 A-07 よりご賢察ください。</p> <p>6. 本工事においては、既設調光盤を利用し、照明器具（灯具）の更新を行うものですので、システム再構築は考えておりません。 なお、既設調光盤はパナソニック社製です。</p> <p>7. 天井材の石膏ボードは当施設の建設年より鑑みて、石綿の含有は無いものと考えます。</p>
---	---

※この回答に対する質問は受付できません。